

京都市告示第 2 1 7 号

土壤汚染対策法第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 3 0 年 3 月 1 日付け京都市告示第 6 0 1 号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、同法第 6 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

平成 3 0 年 7 月 2 0 日

京都市長 門 川 大 作

1 一部の指定を解除する区域

京都市南区吉祥院前河原町 1 8 番 1, 1 8 番 2 以上の地番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

シス-1,2-ジクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,1,2-トリクロロエタン
及びトリクロロエチレン

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染状況調査の追完

(環境政策局環境企画部環境指導課)